

横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱

制 定 平成 26 年 3 月 31 日 都 地 第 2674 号 (局長決裁)
最近改正 令和 7 年 3 月 1 日 都 防 第 1422 号 (局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化を推進するため、火災による被害の軽減及び建物倒壊等による被害防止を図る事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則 (平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号通知)
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物又は別表 1 に定める耐用年数を経過した建築物をいう。
- (2) 耐火建築物 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する建築物をいう。
- (3) 準耐火建築物 法第 2 条第 9 号の 3 に規定する建築物をいう。
- (4) 耐火性能強化 「耐火建築物」、「準耐火建築物」又は「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件 (令和元年国土交通省告示第 194 号。以下「令和元年国交省告示第 194 号」という。) 第 2 第 1 項第 1 号、第 4 第 1 号イに掲げる構造方法による建築物」とすることをいう (新築工事に限る。)
- (5) 重点対策地域 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例 (平成 26 年 12 月横浜市条例第 75 号。以下「不燃化推進条例」という。) 第 5 条第 1 項の規定により指定された地域 (不燃化推進地域) をいう。
- (6) 建替困難地域 重点対策地域内で、法第 43 条の規定により建築物の建替えができない敷地が多く存在する次に掲げる地域をいう。
 - ア 西区西戸部町 1 丁目及び 3 丁目
 - イ 中区山元町 1 丁目及び 2 丁目
- (7) 地域まちづくりプラン等 横浜市地域まちづくり推進条例 (平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号) 第 10 条に基づき、防災まちづくりを目的として認定を受けた地域まちづくりプラン又は同条例第 12 条に基づく地域まちづくりルールをいう。
- (8) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に該当するものをいう。
- (9) 延べ面積 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。) 第

2条第1項第4号に規定する面積をいう。

(10) 敷地 施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。

(11) 道路等 法第42条各項に規定する道路並びに法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道及び同項第2号の許可に係る空地、道又は通路をいう。

(12) 関係権利者 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の次に掲げる者をいう。

ア 土地所有者

イ 除却する建築物の所有者等

ウ 耐火性能強化を行う建築主

第2章 補助要件等

（補助対象地区）

第3条 補助の対象地区は、重点対策地域又は別図に定める区域とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老朽建築物(別図に定める区域において、耐火性能強化を行う工事を同時に申請しない場合は、昭和56年5月31日以前に建築された建築物に限る。)を除却する工事

(2) 耐火性能強化を行う工事

（補助の要件）

第5条 補助の対象となる事業は、別表2に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる建築物に該当する場合は、補助の対象としない。

（補助の対象者）

第6条 補助の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老朽建築物除却の場合 次のいずれかに該当する者

ア 老朽建築物の所有者

イ 老朽建築物の所有者の三親等以内の親族

ウ 老朽建築物の所有者の三親等以内の親族又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者以外の者で、かつ所有者から承諾を得て老朽建築物の除却を行う者

エ 裁判所の判断により老朽建築物の除却について正当な権限を有する者で、かつ宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者以外の者(老朽建築物の所有者が不存在である場合かつ当該建築物の除却に係る費用を本補助金の申請者以外の者に請求しない場合に限る。)

(2) 耐火性能強化の場合 耐火性能強化を行う建築物の建築主

2 補助の対象者は、市税の滞納がないことを要件とする。

（補助金の額の算出方法）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、別表4に掲げる補助対象となる費用の額により算出した額に別表5に掲げる割合を乗じて得た額以内とする。

2 補助金の額は、一の敷地につき別表6に掲げる額を限度とする。

3 補助金額の算出方法は、別表7のとおりとする。

- 4 中小企業者等が補助の対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

(入札又は見積書の徴収)

第8条 申請者は、補助対象事業に係る工事の請負を行う場合は、市内事業者により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、耐火性能強化に関わる工事の請負を行う場合は、2人以上の事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないと市長が認める場合として取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、重点対策地域において耐火性能強化に関わる工事の請負を行う場合は、入札又は見積書の徴収を市内事業者に限らないものとする。

第3章 事務手続

(事前相談)

第9条 申請者は、次条第1項で定める工事計画承認申請に先立ち、市長に事前相談をすることができる。

(工事計画承認申請)

第10条 申請者は、工事計画承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 納税状況等調査同意書(第2号様式又は第3号様式)
- (3) 別表8に掲げる図書
- 2 申請者が、第6条第1項第1号イの場合は、別表8の「その他市長が必要と認める書類」として、三親等以内の親族であることを証する公の書類を添付しなければならない。
- 3 申請者が、第6条第1項第1号ウの場合は、建築物除却行為承諾書(第4号様式)を添付しなければならない。
- 4 関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書(第5号様式)を添付しなければならない。
- 5 法人による申請の場合は、中小企業者等申告書(第6号様式)及び宅地建物取引業に関する誓約書(第7号様式)を添付しなければならない。
- 6 申請者が、第6条第1項第1号ウの場合で、かつ老朽建築物の所有者が法人である場合は、老朽建築物の所有者は、中小企業者等申告書(第6号様式)及び宅地建物取引業に関する誓約書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事計画承認通知等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、その結果を工事計画承認通知書(第8号様式)又は工事計画不承認通知書(第9号様式)をもって申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、工事計画の承認を行うときは、工事計画承認通知書(第8号様式)に補助予定額の内訳書(別紙2)を添えて申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により工事計画の承認を通知する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 4 第10条の規定による工事計画承認申請書及び添付書類の内容に不備があり、計画承認に至らないまま工事計画承認申請の日から180日が過ぎたときは、当該申請は取り下げられた

ものとする。

- 5 市長は、前項の規定により取り下げられたものと判断したときは、工事計画取下げ通知書（第 10 号様式）をもって申請者に通知するものとする。

（工事計画の進捗報告及び変更）

第 12 条 申請者は、耐火性能強化に関わる工事を行う前に、法の規定による確認済証等を受領後、速やかに工事計画進捗報告書（第 11 号様式）に別表 9 に掲げる図書を添付し市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第 10 条の規定による工事計画承認申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、第 16 条第 1 項の規定による工事完了報告書の提出前に、工事計画進捗報告書（第 11 号様式）に必要書類を添付し速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請地番の変更（分筆及び合筆による申請地番の変更を除く。）は認めない。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる変更については、第 16 条第 1 項の規定による工事完了報告書の提出時に変更内容を記載することをもって、工事計画進捗報告書の提出を省略することができる。
 - (1) 工事の完了に伴う転居による申請者住所の変更
 - (2) 耐火性能強化に関わる工事の場合の見積書の内容変更

（工事計画承認内容変更通知書等）

第 13 条 市長は、前条第 2 項の規定による工事計画進捗報告書の提出があった場合で、当該報告書の内容を審査し、第 11 条第 1 項で承認した内容について変更すると決定したときは、工事計画承認内容変更通知書（第 12 号様式）をもって申請者に通知するものとする。この場合において、補助予定額に変更があるときは、補助予定額の内訳書（別紙 2）を添えて申請者に変更を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により工事計画の承認内容の変更を通知する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（工事計画承認申請の取下げ・取止め）

第 14 条 申請者は、第 10 条第 1 項の規定による申請を取り下げ、又は第 11 条第 1 項の規定による市長の承認を受けた工事計画を取り止める場合は、工事計画取下げ・取止め届（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事計画承認の取消し）

第 15 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、工事計画承認の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第 1 号に限り、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。

- (1) 第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による通知に記載の期限までに完了報告に至らないとき。
 - (2) 前号を除き、この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反し、かつ、第 23 条に規定する是正のための市長の指示に応じないとき。
 - (3) 虚偽の申請その他の不正な行為により、工事計画承認を受けたとき。
 - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、工事計画承認の全部又は一部を取り消す場合は、工事計画承

認取消通知書（第 14 号様式）により、申請者に通知するものとする（前項第 1 号の場合を除く。）。

（工事完了報告及び補助金交付申請）

第 16 条 申請者は、補助対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第 15 号様式）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別紙 3）

(2) 別表 10 に掲げる図書

2 前項の規定による報告書は、補助金規則第 14 条第 1 項に定める実績報告書とみなす。

3 第 1 項の規定による報告書は、第 11 条第 1 項の規定による通知を受けた日から 1 年以内に提出しなければならない。ただし、事前に理由を添えた工事計画進捗報告書を提出し、市長が認めた場合は、1 年に限り期限を延長することができる。

4 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 16 号様式）に、別表 11 に掲げる図書を添付し市長に提出しなければならない。

5 補助金規則第 5 条第 3 項及び同規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業の遂行に関する計画に関する事項

(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(3) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(4) 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し

(5) 重点対策地域において、耐火性能強化に関わる工事の請負を行う場合は、入札の参加者又は見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（補助金交付決定兼補助金額確定通知等）

第 17 条 市長は、第 16 条第 4 項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、その結果を補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第 17 号様式）又は補助金不交付決定通知書（第 18 号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知するときは、補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第 17 号様式）に補助金額（確定額）の内訳書（別紙 4）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付時期及び請求）

第 18 条 申請者は、前条第 1 項の規定による補助金額確定の通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（第 19 号様式）に、補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第 17 号様式）の写しを添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 19 条 市長は、補助金規則第 19 条第 1 項の規定により、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を本事業以外の目的で使用したとき。
- (3) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反し、かつ、第 23 条に規定する是正のための市長の指示に応じないとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第 20 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第 20 条第 1 項の規定により、補助金の交付後に第 1 項の規定により交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じるものとする。

（補助の対象となる工事契約）

第 20 条 申請者は、市内事業者と工事契約を締結しなければならない。ただし、重点対策地域において、耐火性能強化に関わる工事の請負を行う場合は、この限りでない。

2 申請者は、第 11 条第 1 項の規定による工事計画承認通知書（第 8 号様式）の交付又は契約予定事業者の変更に係る第 13 条第 1 項の規定による工事計画承認内容変更通知書（第 12 号様式）の交付を受けた後でなければ、補助対象事業の工事契約を締結してはならない。

（財産処分の制限）

第 21 条 第 18 条第 2 項に規定する補助金の交付を受けて耐火性能強化を行った建築物の所有者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、当該補助金を受けた建築物を除却せず適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該建築物を修繕又は改変する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（新たな所有者への通知）

第 22 条 市長は、第 18 条第 2 項に規定する補助金の交付を受けて耐火性能強化を行った建築物について、当該建築物の所有者が変更された場合、当該建築物の新たな所有者に対して当該補助金を交付済みであることを通知することができる。

（指示又は助言）

第 23 条 市長は、申請者に対し、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要な措置を指示し、又は、必要な助言等を行うことができる。

（状況報告）

第 24 条 市長は、補助金規則第 12 条の規定により、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

（調査に対する協力）

第 25 条 申請者及び当該補助金の対象となる工事に係る設計者及び施工者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 いえ・みち まち改善事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行以前に、横浜市まちの不燃化推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日 都地ま第 2674 号（局長決裁））に基づき実施していた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、施行日以降に工事計画承認申請をした事業について適用し、施行日の前日までに同申請をした事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、施行日の前日までに工事計画承認申請をした事業については、第 3 章の事務手続を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定による様式は、改正後の規定による様式とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。なお、施行日の前日までに現に改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、従前の例によるものとする。ただし、様式書類については、施行日以降の様式を用いることができるものとする。
- 3 施行日の前日までに現に改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜

修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、従前の例によるものとする。ただし、様式書類については、施行日以降の様式を用いることができるものとする。

3 施行日の前日までに現に改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表1（第2条関係）建築物の耐用年数

構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年
鉄筋コンクリート造	47年

別表2（第5条第1項関係）補助対象となる要件

建築物の権利形態 （老朽建築物除却・ 耐火性能強化）	次のすべてを満たすこと。 ア 個人所有のもの、自治会・町内会、又は中小企業者等の所有のものであること。 イ 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること。
その他 （耐火性能強化）	次のすべてを満たすこと。 ア 地域まちづくりプラン等が策定されている地域の場合は、その内容を遵守すること。 イ 感震ブレーカーを設置すること（ただし、生命の維持に直結するような医療機器が設置される場合等を除く。）。

別表3（第5条第2項関係）補助対象とならない建築物

老朽建築物 除却	次のいずれかに該当する場合 ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が所有する建築物で次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、敷地が建替困難地域内で、現況幅員が4m以上の道路等に2m以上接していない場合を除く。）。 （ア）不動産の売買若しくは交換を目的とする場合 （イ）耐火性能強化を行う工事を同時に申請しない場合 イ 横浜市の事業による補助金を利用した改修工事の実施後10年を経過していない建築物 ウ 都市計画道路区域内の建築物又は区域内外にまたがる建築物で、都市計画道路の整備事業による物件移転等補償費のうち、建築物本体に係る解体費の補償を受けている建築物（ただし、補助の対象建築物に都市計画道路の整備事業による解体費が含まれていないことが確認できた場合はこの限りではない。）
耐火性能 強化	次のいずれかに該当する場合 ア 不燃化推進条例を除く建築基準関係規定（建築基準法第53条第3項第1号に基づき、第1項各号に定める数値に1/10を加えたものをもって、当該各号に定める数値とした場合を除く。）により、耐火建築物若しくは準耐火建築物とし、又は令和元年国交省告示第194号第2第1項第1号、第4第1号イに掲げる構造方法によることが、法的に求められているもの イ 仮設建築物 ウ 附属建築物（市長がやむを得ないとして認めたものを除く。） エ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として耐火性能強化を行う建築物 オ 都市計画道路区域内の建築物又は区域内の建築物の部分 カ 都市計画道路の整備事業による物件移転等補償費のうち、建築物本体に係る再建築費の補償を受けて建てられる建築物（ただし、補償を受けている部分が雨どい、庇等軽微な部分であることが確認できた場合はこの限りではない。）

別表4（第7条第1項関係）補助対象となる費用

(1) 老朽建築物除却工事費	老朽建築物除却の工事に要する費用の額。ただし、除却する建築物の延べ面積1㎡あたり20,000円を乗じた額を限度とする。
(2) 耐火性能強化工事費	耐火性能強化の工事に要する費用の額として、新築する建築物の延べ面積1㎡あたり20,000円を乗じた額とする。

別表5（第7条第1項関係）補助対象額に乗じる割合

(1) 重点対策地域	3/4
(2) 上記以外の補助対象地区	2/3

別表6（第7条第2項関係）一の敷地に対する補助金の上限額

(1) 老朽建築物除却工事費	150万円を限度とする。
(2) 耐火性能強化工事費	150万円を限度とする。

別表7（第7条第3項関係）補助金額の算出内訳

区分	① 延べ面積	② 基準単価	③ 積算額 ①×②	④ 見積額 (注2)	⑤ 補助対象 事業費	⑥ 補助率	⑦ 補助 対象額 ⑤×⑥ (注3)	⑧ 上限額	補助金額 (⑦と⑧のうち 低い方の額)
老朽建築物 除却工事費	(除却建築物) ㎡	20 千円/㎡	千円	千円	③と④のうち 低い方の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑨ 千円
耐火性能 強化工事費 (新築)	(新築建築物) ㎡	20 千円/㎡	千円	/	③の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑩ 千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 計画承認申請の際に提出した見積のうち、補助対象となる部分の合計が最も低い額
ただし、実際にかかる工事費が見積額よりも低い場合は、実際にかかった工事費のうち、
補助対象となる部分の合計

(注3) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めない。

別表 8 (第 10 条第 1 項及び第 2 項関係) 工事計画承認申請書の添付書類

	添付書類 (注)	老朽建築物 除却	耐火性能強化	
			重点対策地域	左記以外の補助 対象地区
1	案内図	○	○	○
2	区域図	○	○	○
3	敷地等の権利関係を明らかにする書類	○	○	○
4	事業前の建築物の建築年月を明らかにする書類	○	—	—
5	除却計画図	○	—	—
6	建設計画図	—	○	○
7	現況写真	○	○	○
8	見積書等 (写し)	○ 2人以上	○ 1人	○ 1人
9	見積提出事業者が市内事業者であることを証する書類	○ 2人以上	—	○ 1人
10	その他市長が必要と認める書類	○	○	○

(注) 工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

別表 9 (第 12 条第 1 項及び第 2 項関係) 工事計画進捗報告書の添付書類

	添付書類 (注 1)	耐火性能強化	
		重点対策地域	左記以外の補助 対象地区
1	建築確認申請書 (写し) 及び図面	○	○
2	耐火性能チェックリスト及び構造詳細図	—	○ (注 2)
3	確認済証 (写し)	○	○
4	契約書 (写し)	○	○
5	その他市長が必要と認める書類	○	○

(注 1) 工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

(注 2) 他の提出書類から工事の内容を確認できる場合は、提出を省略することができる。

別表 10（第 16 条第 1 項関係）工事完了報告書の添付書類

	添付書類（注 1）	老朽建築物 除却	耐火性能強化	
			重点対策地域	左記以外の 補助対象地区
1	契約書等（写し）	○	○	○
2	領収書等（写し）	○	○	○
3	工事完了が確認できる写真	○	○	○
4	感震ブレーカーの設置が確認できる資料	—	○	○
5	（建物滅失）登記完了証（写し）又は閉鎖登記 事項証明書等	○	—	—
6	検査済証（写し）	—	○	○
7	耐火性能チェックリスト及び構造詳細図	—	—	○（注 2）
8	耐火性能チェックリストの施工状況が確認でき る写真	—	—	○（注 2）
9	その他市長が必要と認める書類	○	○	○

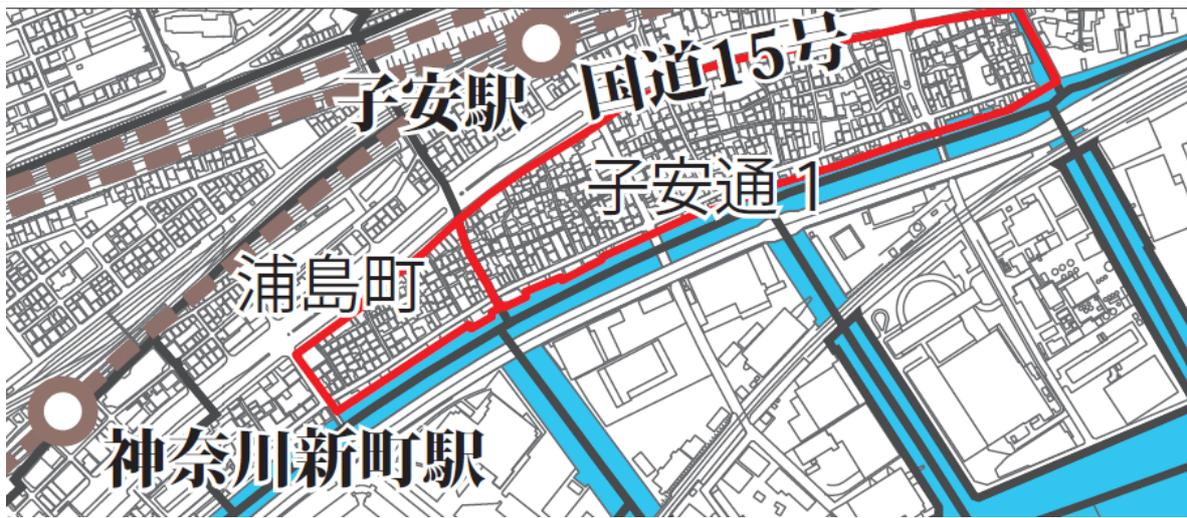
（注 1）工事の種別ごとに「○」印のついた書類を添付すること。

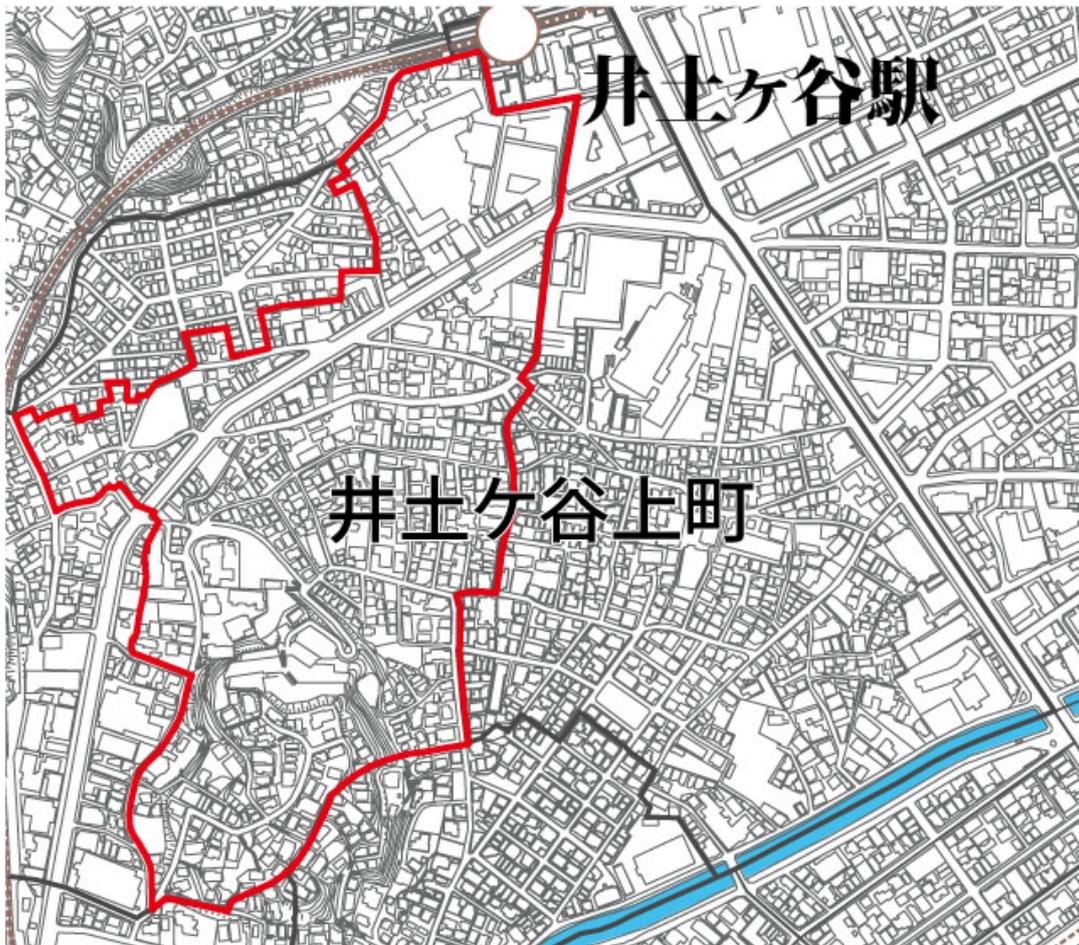
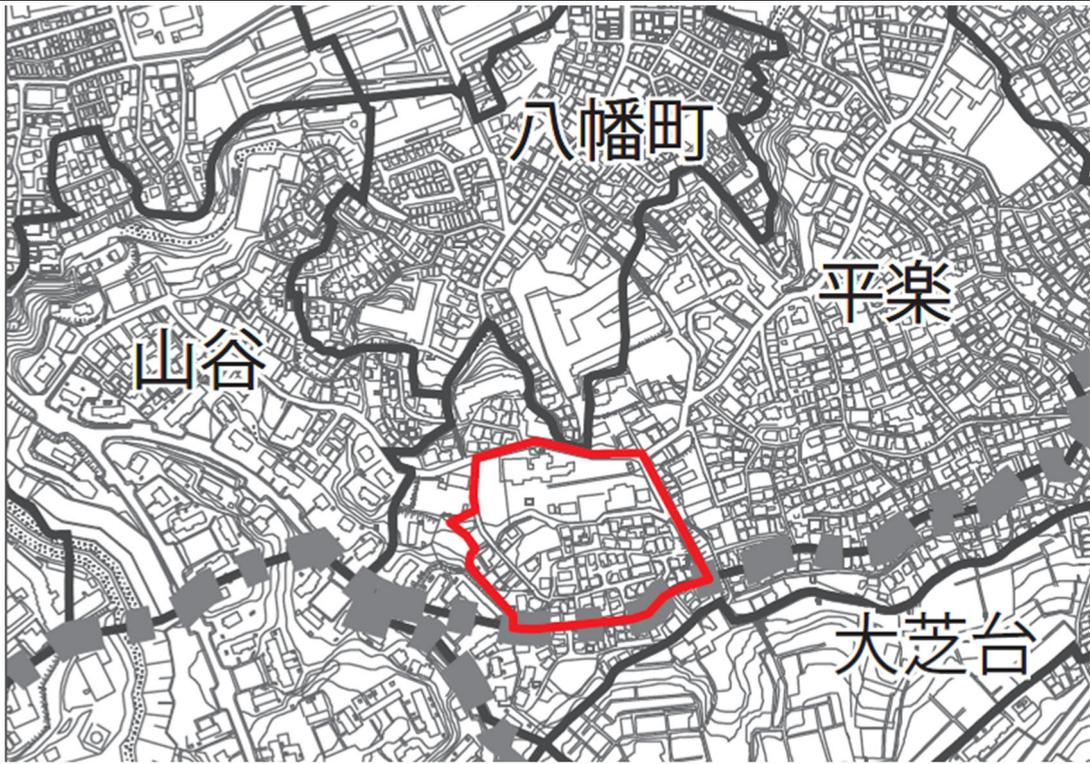
（注 2）他の提出書類から工事が完了した旨を確認できる場合は、提出を省略することができる。

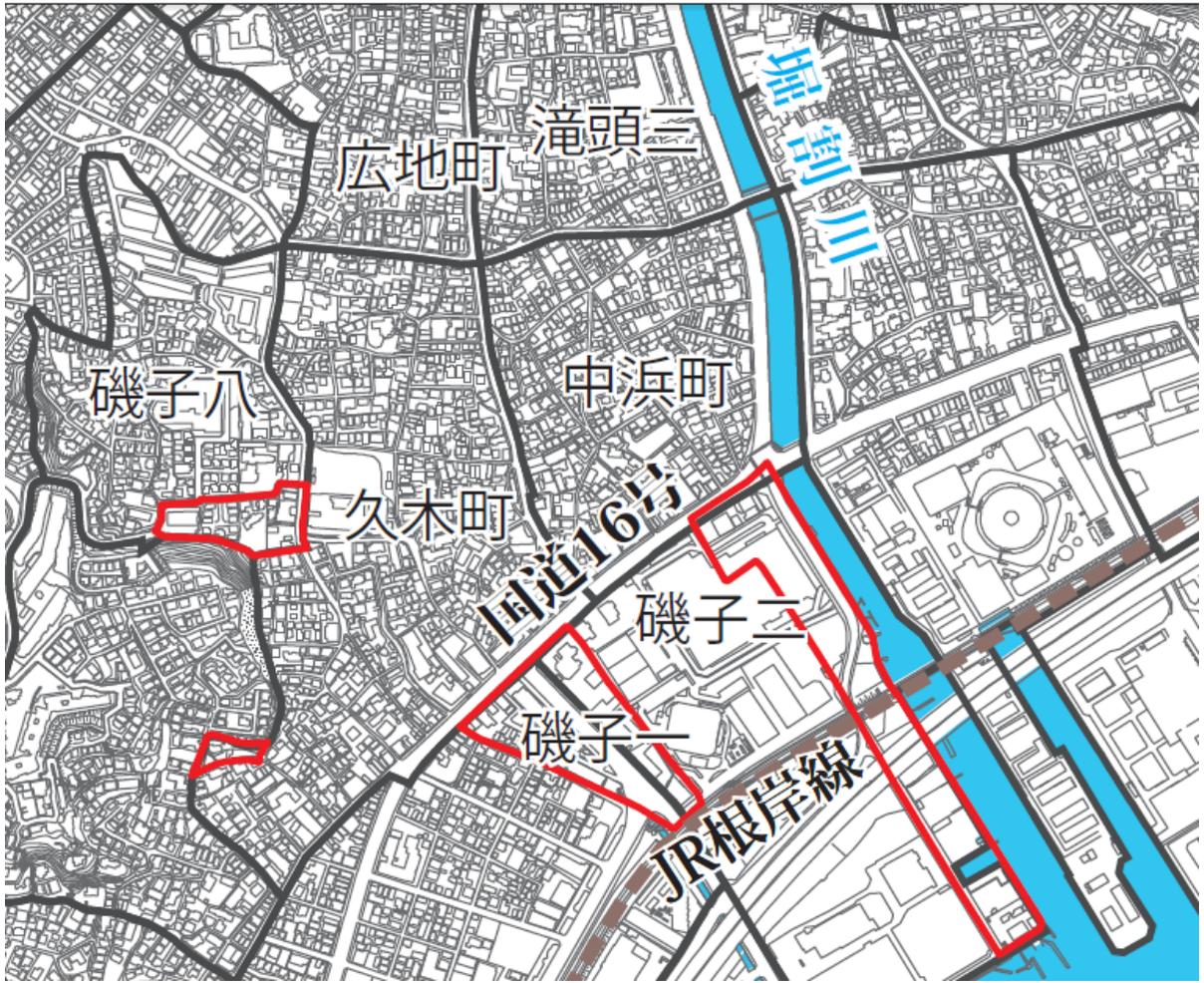
別表 11（第 16 条第 4 項関係）補助金交付申請書の添付書類

工事計画承認通知書（写し）
工事計画承認内容変更通知書（写し）（交付を受けている場合）
その他市長が必要と認める書類

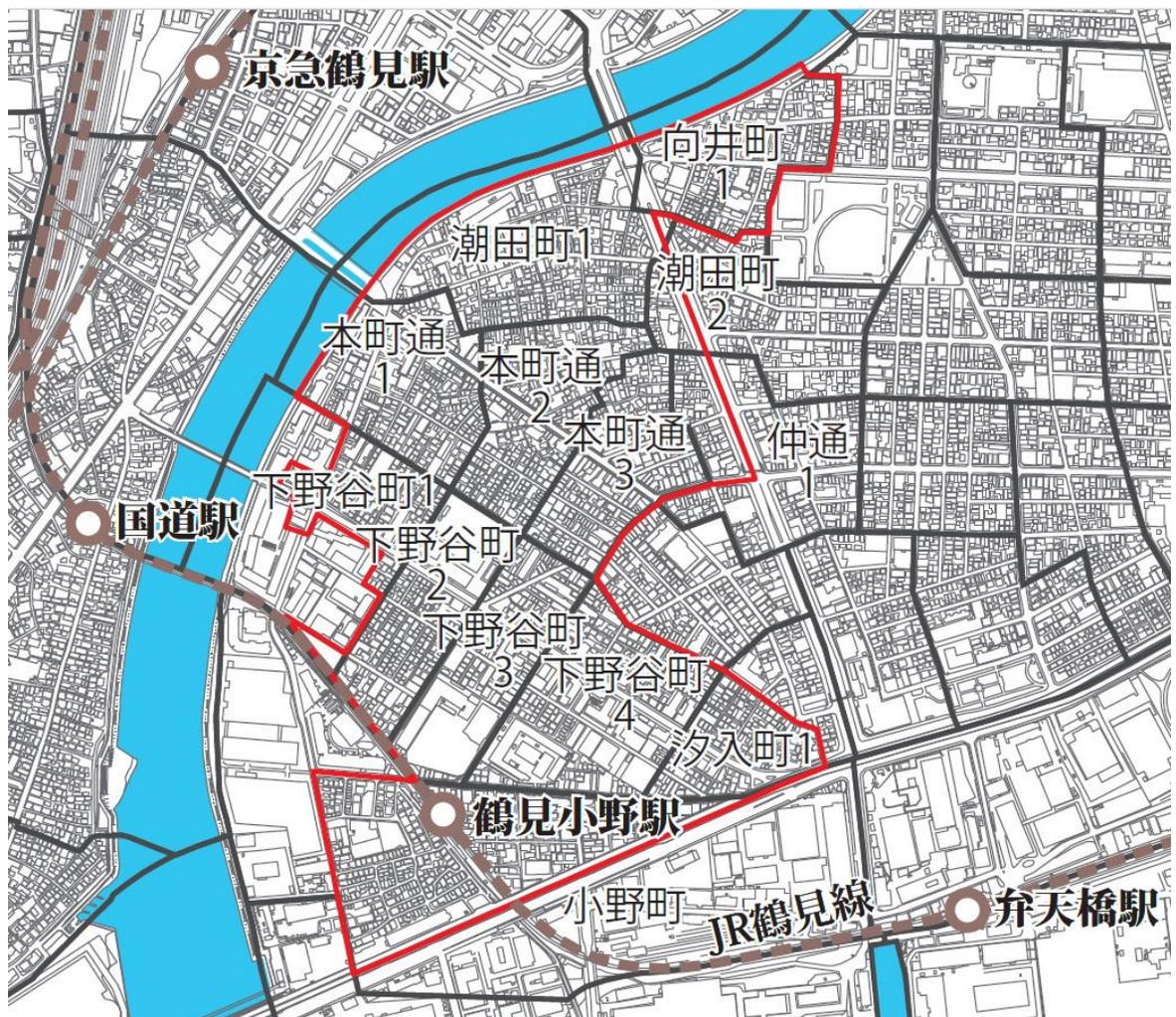
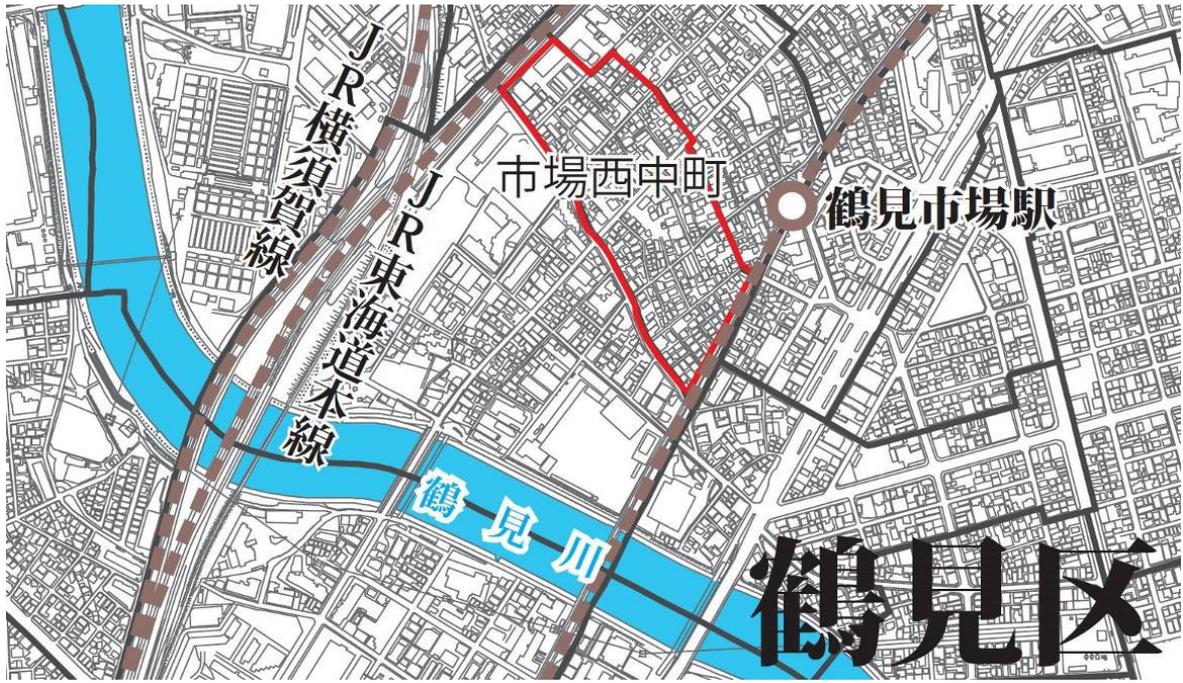
1 神奈川区











【建築物不燃化推進事業】 事業計画書

(1) 計画の概要

申請者氏名				
申請地	〒 (地番) 区 (住居表示) 区			
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし			
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項道路 (<input type="checkbox"/> 狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の規定による許可・認可を要する道路状空地 <input type="checkbox"/> 未判定			
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内 (路線名)			
老朽建築物除却について	建築年月又は築年数	<input type="checkbox"/> 大正・昭和・平成 年 月 日 完成 <input type="checkbox"/> 築 年以上 (耐用年数を経過した建築物)		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	延べ面積・階数	m ² (階)		
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	所有者 (氏名及び続柄)	土地	氏名	
		建物	氏名 続柄	
	他の補助金等の利用について	<input type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を受ける予定です。 補助事業名：狭あい道路拡幅整備事業・その他 () <input type="checkbox"/> 過去に建築・改修・設備設置等について他の補助制度を利用しています。 補助事業名：木造住宅耐震改修促進事業・その他 () <input type="checkbox"/> 過去に他の補助制度の利用をしていません。 また、除却するにあたり、他の補助事業又は建物移転補償等を受ける予定はありません。		
	建替困難地域	<input type="checkbox"/> 建替困難地域 (<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者による申請 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他の地域		
契約予定事業者				
耐火性能強化(新築)について	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 令和元年国交省告示第194号第2第1項第1号 又は第4第1号イに掲げる構造方法による建築物		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	地域まちづくりプラン等	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン等の内容を遵守している) <input type="checkbox"/> なし		
	延べ面積・階数	m ² (階)		
	所有者 (氏名及び続柄)	土地	氏名	
		建物	氏名 続柄	
	他の補助金等の利用について	<input type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を受ける予定です。 (補助事業名：) <input type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を利用しません。		
感震ブレーカー	<input type="checkbox"/> 感震ブレーカーを設置します。 <input type="checkbox"/> 次の理由により設置できません。 ()			
契約予定事業者				

(注) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れるもしくは○で囲むこと。

(2) 事業全体スケジュール

□ 老朽建築物除却	契 約 日	年	月	日 (予定)
	工 事 着 手	年	月	日 (予定)
	工 事 完 了	年	月	日 (予定)
□ 耐火性能強化 (新築)	契 約 日	年	月	日 (予定)
	工 事 着 手	年	月	日 (予定)
	工 事 完 了	年	月	日 (予定)

(3) 資金計画

収 入		支 出 (税込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金		除却工事費	(税抜)
		新築工事費	(税抜)
		その他	(税抜)
合 計		合 計	(税抜)

(注1) 支出の項目については、該当する工事種別の欄に金額を記載してください。

(注2) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は補助対象外となるため、税抜価格も記載してください。

【建築物不燃化推進事業】
補助予定額の内訳書

区分	① 延べ面積	② 基準単価	③ 積算額 ①×②	④ 見積額 (注2) (注3)	⑤ 補助対象 事業費	⑥ 補助率	⑦ 補助対象額 ⑤×⑥ (注4)	⑧ 上限額	補助予定額 (⑦と⑧のうち 低い方の額)
老朽建築物 除却工事費	(除却建築物) ㎡	20 千円/㎡	千円	千円	③と④のうち 低い方の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑨ 千円
耐火性能 強化工事費 (新築)	(新築建築物) ㎡	20 千円/㎡	千円	/	③の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑩ 千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 最も安価な見積額

(注3) 見積のうち補助対象となる部分の合計

(注4) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めません。

【建築物不燃化推進事業】
収 支 決 算 書

収 入		支 出 (税込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
補助金		除却工事費	(税抜)
自己資金		新築工事費	(税抜)
		その他	(税抜)
合 計		合 計	(税抜)

決算後の補助金の額 _____円

(注1) 支出の項目については、該当する工事種別の欄に金額を記載してください。

(注2) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は補助対象外となるため、税抜価格も記載してください。

【建築物不燃化推進事業】
補助金額（確定額）の内訳書

区分	① 延べ面積	② 基準単価	③ 積算額 ①×②	④ 工事費 (注2)	⑤ 補助対象 事業費	⑥ 補助率	⑦ 補助対象額 ⑤×⑥ (注3)	⑧ 上限額	補助金額 (確定額) (⑦と⑧のうち 低い方の額)
老朽建築物 除却工事費	(除却建築物) m ²	20 千円/m ²	千円	千円	③と④のうち 低い方の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑨ 千円
耐火性能 強化工事費 (新築)	(新築建築物) m ²	20 千円/m ²	千円		③の額 千円	3/4 ・ 2/3	千円	1,500 千円	⑩ 千円

(注1) 各欄千円未満切り捨て

(注2) 計画承認申請の際に提出した見積のうち、補助対象となる部分の合計が最も低い額
ただし、実際にかかる工事費が見積額よりも低い場合は、実際にかかった工事費のうち、補
助対象となる部分の合計

(注3) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めません。

横浜市建築物不燃化推進事業
工事計画承認申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話

横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、計画の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地（地番）	
補助要件の確認	<input type="checkbox"/> 工事計画承認通知書（第8号様式）の交付を受けた後で、補助対象事業となる工事の契約を行います。	
工事完了の時期	<input type="checkbox"/> 工事計画承認通知書の交付日から1年以内に、工事完了報告書（第15号様式）の提出を行います。	
添付書類	・事業計画書（別紙1） ・別表8に掲げる図書 ・その他	

- （注1）工事の種別は、該当する項目のいずれか一つにチェックを入れること。
（注2）申請書には納税状況等調査同意書（第2号様式又は第3号様式）を添付すること。
（注3）申請者が老朽建築物の所有者の三親等以内の親族又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者以外の者で、かつ所有者から承諾を得て老朽建築物の除却を行う者の場合は、建築物除却行為承諾書（第4号様式）を添付すること。
（注4）申請者以外に土地・建物の共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者承諾書（第5号様式）を添付すること。
（注5）申請者が法人の場合は、中小企業者等申告書（第6号様式）及び宅地建物取引業に関する誓約書（第7号様式）を添付すること。

受付欄

第

号

第2号様式（要綱第10条第1項）

納税状況等調査同意書（個人・個人事業主用）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒
申請者（代表者） 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
電 話
（個人事業主の場合のみ）事業者 所在地
名 称

私は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- （1）市民税
- （2）固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- （3）固定資産税（償却資産）
- （4）軽自動車税
- （5）特別土地保有税

（注）税目（1）～（5）は延滞金も含まれます。

2 耐震改修の履歴の調査（除却工事の申請を行う場合）

対象となる建築物の過去10年の「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

（備考）

- 1 住所は住民登録上のものを記載すること。
- 2 生年月日は、西暦で記載すること（個人事業主の場合は、代表者の生年月日を西暦で記載すること。）。
- 3 個人事業主の場合は、事業者の名称及び所在地を併せて記載すること。

第

号

納税状況等調査同意書（法人用）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

〒

申請者 本社所在地
法人番号
ふりがな
事業者名
ふりがな
代表者 氏 名
電 話

私は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、次の調査を行うことについて同意します。

1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税
- (5) 特別土地保有税

（注）税目（1）～（5）は延滞金も含まれます。

2 耐震改修の履歴の調査（除却工事の申請を行う場合）

対象となる建築物の過去10年の「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

建築物除却行為承諾書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（承諾者）住所

氏名

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

㊟

電話

私は、私が所有する(1)の建築物を、(2)の者が除却することを承諾します。

なお、(1)の建築物の除却が完了するまでの期間においては、売買、譲渡、その他の方法により当該建築物の所有権を別の者に移さないこと及び当該建築物の抵当権設定を行わないこと並びに(1)の建築物の除却に際して(2)の者との間にトラブル等が発生した場合は、横浜市に一切の責任を問わず、当事者間のみで解決することを誓約します。

(1) 建築物	所 在	横浜市 区
	家 屋 番 号	
	種 類	
	構 造	
	床 面 積	
	所 有 者	
(2) 除却行為者	氏 名	
	住 所	

（注1）承諾者が個人の場合は、氏名を自署した場合は押印を省略することができる。

（注2）建築物の所有者が複数存在する場合又は登記されている所有者の死亡によって相続人が複数存在する場合は、全ての所有者又は法定相続人が本件に係る承諾の権限を承諾者に一任していることを証する書類を添付すること。

（注3）除却行為者の住民票の写しを添付すること。

（注4）建築物の所有者が法人である場合は、中小企業者等申告書（第6号様式）及び宅地建物取引業に関する誓約書（第7号様式）を添付すること。

中小企業者等申告書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者又は建物所有者 住 所

法人名

代表者 氏 名

電 話

私は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、中小企業者等であることを申告します。

中小企業基本法第2条に定義される中小企業者

資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

その他

業種・組合の名称 等			
資本金の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数	

（注1）該当する項目にチェックを入れること。

（注2）商業・法人登記事項証明書等を添付すること。

（注3）老朽建築物除却工事を行う場合で、当該建築物の所有者と申請者が異なる場合は、それぞれ申告書を提出すること（その他の場合は申請者のみ提出すること。）。

宅地建物取引業に関する誓約書

年 月 日

（申請先）
横 浜 市 長

〒
申請者又は建物所有者 住 所

法人名
代表者 氏 名
電 話

〔 私
・
私の承諾を受けた者 〕が横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき申請する

計画承認申請及び工事は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が売買又は交換を目的として行う建築物の除却又は耐火性能強化ではありません。

工事の実施場所 区
工事の種別 老朽建築物除却
 耐火性能強化（新築）

なお、上記誓約内容に変更が生じた場合、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱第14条に基づく工事計画取止め届（第13号様式）を市長に提出します。

（添付書類）商業・法人登記事項証明書等

（注1）選択肢がある場合は、該当する項目を選択すること。

（注2）老朽建築物除却工事を行う場合で、当該建築物の所有者と申請者が異なる場合は、それぞれ申告書を提出すること（その他の場合は申請者のみ提出すること。）。

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画承認通知書

年 月 日付けの工事計画承認申請について、次のとおり承認したので通知します。

1 承認内容

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 工事の種別
- (3) 契約予定事業者
- (4) 補助予定額 円
- (5) 補助予定額の内訳 補助予定額の内訳書（別紙2）のとおり

2 条件

- (1) この通知書の通知日から1年以内（年 月 日まで）に工事完了報告書を提出してください。期限までに提出ができない場合は、要綱第16条第3項のとおり、事前に理由を添えた工事計画進捗報告書を提出し、この通知書の通知日から1年以内（年 月 日まで）に変更の承認を受けてください。いずれの提出もない場合は、承認を取り消します。
- (2) 地域まちづくりプラン等が策定されている場合は、その内容を遵守してください。
- (3) 耐火性能強化工事（新築）を行う場合には、地震時の電気火災発生防止のため、感震ブレーカーの設置が必要です。

3 注意

- (1) この通知書は、補助金の交付を決定したものではありません。補助金の交付には別途、交付申請の手続が必要です。
- (2) 耐火性能強化工事（新築）を行う場合は、法の規定による確認済証等の受領後、速やかに工事計画進捗報告書を提出してください。
- (3) 虚偽の申請又は報告、その他不正な手続で承認を受けた場合は、承認の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (4) 当該承認に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。
- (5) 除却後に建築物を新築する場合には、法令の制限がない場合においても横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱第2条第4号に掲げる耐火性能強化を行った建築物を建てるよう努めてください。
- (6) 敷地前面の道路幅員が4mに満たない場合は、建築基準法第42条各項に基づき指定された道路の境界線までのセットバックに際して、支障物の撤去に努めてください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業
工事計画不承認通知書

年 月 日付けの計画承認申請について、次のとおり不承認となりましたので通知します。

- 1 工事の実施場所 横浜市 区
- 2 工事の種別
- 3 不承認の理由

第 号
年 月 日

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画取下げ通知書

年 月 日付けで提出された工事計画承認申請について、取下げられたものとみなしましたので、通知します。

1 取下げの対象

工事の実施場所 横浜市 区

工事の種別

2 取下げとみなす理由

横浜市建築物不燃化推進事業
工事計画進捗報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市 長

申請者 住 所

氏 名

年 月 日 都防第 号で 承認 のあった工事について、次の
変更通知

とおりに報告をします。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の 実施場所	対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	
報告内容	<input type="checkbox"/> 工事着手に係る報告 契約日 年 月 日 建築確認日 年 月 日 工事着手日 年 月 日 工事完了日 年 月 日（予定）	
	<input type="checkbox"/> 工事完了報告期限の延長 理由 _____ <input type="checkbox"/> 計画の変更に係る報告 変更の概要 _____ _____ _____	

（注 1）選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れる又は○で囲むこと。

（注 2）耐火性能強化工事（新築）を行う場合の工事着手に係る報告の場合は、別表 9 に掲げる書類を添付すること。

（注 3）工事計画の変更に係る報告の場合は、事業計画書（別紙 1）のうち変更する部分のみについて記載の上、別表 8 に掲げる図書及び別表 9 に掲げる図書のうち、変更内容を証する書類を添付すること。

必要に応じて、納税状況等調査同意書（第 2 号様式又は第 3 号様式）、建築物除却行為承諾書（第 4 号様式）、関係権利者承諾書（第 5 号様式）、中小企業者等申告書（第 6 号様式）及び宅地建物取引業に関する誓約書（第 7 号様式）を添付すること。

受付欄

第

号

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画承認内容変更通知書

年 月 日 都防第 号で承認した工事について、次の
変更通知

とおり承認内容の変更を通知します。

1 承認内容

(1) 工事の実施場所 横浜市 区

(2) 工事の種別

(3) 契約予定事業者

(4) 変更補助予定額 円

補助予定額(変更前) 円

差し引き額 円

(5) 工事計画の変更内容

概要

[]

2 条件

従前の工事計画承認通知で付した条件は、引き続き遵守してください。

横浜市建築物不燃化推進事業
工事計画取下げ・取止め届

年 月 日

（届出先）

横浜市 長

申請者 住 所

氏 名

以下の工事計画について、取り下げ・取り止めます。

1 工事の実施場所 横浜市 区

2 工事の種別

老朽建築物除却

耐火性能強化（新築）

3 計画（変更）承認通知書番号（取止めの場合）

年 月 日 都防第 号

4 取下げ・取止めの理由

工事中止のため

当該補助事業の利用を中止するため

その他

（ ）

（注 1）選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れる又は○で囲むこと。

（注 2）取止めの場合、計画（変更）承認通知書番号を記載すること。

（注 3）計画（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入すること。

受付欄

第

号

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長



横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画承認取消通知書

以下の工事計画承認について、次のとおり取り消しましたので通知します。

- 1 工事の実施場所 横浜市 区
- 2 工事の種別
 老朽建築物除却
 耐火性能強化（新築）
- 3 取消しの対象となる承認通知書番号
年 月 日 都防第 号
- 4 取消しの部分及びその理由

横浜市建築物不燃化推進事業 工事完了報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市 長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日 都防第 号で 承認 のあった工事が完了しました
変更通知

ので、次のとおり報告します。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	
完了年月日	年 月 日	
添付書類	・ 収支決算書（別紙 3） ・ 別表 10 に掲げる図書 ・ その他	

（注 1） 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れる又は○で囲むこと。

第 12 条第 4 項に基づき以下の報告をします。

申請者住所	変更前	
	変更後	
見積書 （耐火性能強化）	<input type="checkbox"/> 見積書の内容に変更があります。	

受付欄	
第	号

横浜市建築物不燃化推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

申請者 住 所

氏 名

横浜市建築物不燃化推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱を遵守します。

工事の種別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	
補助金交付申請額	円	
添付書類	・別表11に掲げる図書 ・その他	

（注1）選択肢がある場合は、該当する項目にチェックを入れること。

受付欄	
第	号

第 号
年 月 日

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業
補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日 に交付申請のありました補助対象事業について、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 確定内容

- (1) 工事の実施場所 横浜市 区
- (2) 工事の種別
- (3) 補助金額（確定額） 円
- (4) 交付時期 補助金交付請求書受理後30日以内

2 条 件

この補助金は、本事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。

3 注 意

- (1) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合は、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (3) 地域まちづくりプラン等が策定されている場合は、その内容を遵守してください。
- (4) 除却後に建築物を新築する場合には、法令の制限がない場合においても横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱第 2 条第 4 号に掲げる耐火性能強化を行った建築物を建てるよう努めてください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長



横浜市建築物不燃化推進事業 補助金不交付決定通知書

年 月 日の補助金交付申請について、次のとおり不交付と決定したので通知します。

- 1 工事の実施場所 横浜市 区
- 2 工事の種別
 老朽建築物除却
 耐火性能強化（新築）
- 3 不交付の対象となる承認通知書番号
年 月 日 都防第 号
- 4 不交付の理由

横浜市建築物不燃化推進事業
補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

横浜市 長

〒

申請者 住所

氏 名

年 月 日 都防第 号で額の確定のあった補助金について、
次のとおり請求します。

1 請求金額

千	百	十	万	千	百	十	円

 . —

(注) 金額の頭に¥をつけ、数字は右詰めで記載すること。

2 振込先

金融機関名	銀行
	信用金庫
	支店
預金種目	普通 . 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(添付書類)

- ・ 補助金交付決定兼補助金額確定通知書（写し）
- ・ 口座番号が確認できる書類（通帳のコピーなど）

(注 1) 振込み口座は、申請者本人名義のものに限る。

(注 2) 該当する金融機関の種別、預金種目に○をすること。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長



横浜市建築物不燃化推進事業
補助金交付決定取消通知
及び返還請求書

年 月 日 都防第 号で補助金交付決定を行った補助対象事業
について、次のとおり取り消しますので通知します。

なお、既に交付した補助金がある場合は、その返還を請求します。

1 工事の実施場所 横浜市 区

2 工事の種別

3 取消しの部分及びその理由

4 既交付分補助金の返還

(1) なし・あり（金額 円、返還期限 年 月 日）

(2) 内訳